[2	区 均	<b>区 分</b> (注1)	区域の特性	開発行為等の制限 (注2)	開発許可を必	要としな	い 開 発 行 為
				開発行為については、原則として、 都道府県知事の許可を必要としま	規模	用 途	公共性がある施設・事業 のためのもの・その他
都	内	市街化区域	市街化を促進する区域であり用途地域等 の定めがあります。	す。 ※開発許可を受けた開発区域内に おいては、工事完了公告の後は、 原則として予定建築物等以外の 建築物等の建築をしてはなりま せん(用途地域等が定められて	1,000㎡ 〔三大都市圏では500㎡。 また、地域によって300㎡から1,000 (又は500) ㎡の範囲内で知事が規 則で定める規模〕未満のもの。 (注3)		①一定の公益的施設〔駅舎 その他の鉄道施設、社会 福祉施設、医療施設、学 校(大学、専修、各種学 校を除く)、公民館、変電
計		市街化調整区均	市街化を抑制すべき 区域で、 <u>原則として</u> 建築物の建築はでき ません。	いるときを除く。)。 <u>(都市計画</u> 法第42条第1項) ※市街化調整区域では、開発行為 及び建築物の建築等は禁止され ます。			所等〕 ②国、都道府県、政令指定 都市、中核市、開発許可 権受任市等の行為や事業 ③都市計画としてオーソラ
画区		線引きされていな い区域(非線引き 都市計画区域)	市街化区域及び市街 化調整区域に関する 都市計画が定められ ていない区域です。	※都道府県知事は、用途地域の定 められていない土地の区域での 開発行為についての開発許可を する場合には、建築物の建ぺい	一定規模 (原則として3, 000㎡、又	農林漁業用の建築 物又はこれらを営 む者が居住する住	イズされた事業(都市計画事業) ④他の法律に基づく許認可がある開発事業(土地区画整理事業、市街地再開
域	外	準都市計画区域 外	都市計画区域に準ずる 街づくりの基本となる 区域で、土地利用に関 しては、都市計画区域 に準ずる制限が定めら れています。	率、建築物の高さ、壁面の位置 その他建築物の敷地、構造及び 設備に関する制限を指定するこ とができ、この区域内において は、原則としてその制限に違反 して建築することができませ ん。(都市計画法第41条第1項・ 第2項)	は都道府県の規則で定めた面積 (300㎡以上3,000㎡未満))未満の もの。	で名か古は9 るは 宅のためのもの (資料2参照)	画登理事業、市街地特開発事業、住宅街区整備事業) ⑤公有水面埋立事業 ⑥その他(非常災害のための応急措置、通常の管理 行為、軽易な行為等)
		都市計画区域・ 準都市計画区域外			<u>1 ha 未満のもの</u>		

(注1) 区域区分:街づくりの基本になる区域で、都市計画法に基づくいろいろな都市計画が定められ、それに基づき土地の利用について同法をはじめいくつかの法令に制限が定めら れています。

(注2) 開発行為: 「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物(コンクリートプラント等)の建設の用に供する目的で行う、土地の区画・形質の変更をいいます。

具体的な事例について、開発行為に該当するか否かの判断は、市(区)町村(都道府県)に窓口で事前に問い合せる必要があります。

区画の変更:道路・垣根等による土地の物理的区分の変更で、道路・水路等の新設・廃止・拡幅・付け替・交換等を含みますが、単なる登記簿上の合・分 筆は含みません。

形質の変更:切土・盛土による土地の物理的形状の変更をいいますが、既に建築物の敷地となっている土地で、建築物の建築と一体の工事と認められる土 地の掘削等は、区画の変更を伴わない限り除外されます。

(注3)多くの自治体では、それぞれ独自の条例・指導要綱に基づいて1区画の土地の最低面積、道路の幅員、公園・緑化、義務教育施設の負担等の細かい規制を行っています。